

預金商品の概要

令和7年10月1日現在

1. 商品名【愛称】	自由金利型定期預金(M型)スーパー定期【愛称:年金定期預金】
2. 販売対象	当金庫で公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金等)を継続的に受給されている方
3. 期間	定型方式 自動継続 利払式 1年、2年、3年
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括預入 1円以上1,000万円以内(一人あたりの上限:1,000万円) 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 預入時の店頭表示金利に0.2%を上乗せした金利を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・期間1年、2年のもの(単利型) 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・期間3年のもの(複利型) 半年毎の複利計算 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金(注)がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) (注)平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・期間1年、2年のもの 満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いたします。 ・期間3年のもの 満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により6か月毎に複利計算した利息とともにお支払いたします。
10. 金利情報の 入手方法	ホームページまたは窓口へご照会ください。
11. 苦情処理措 置・紛争解決 措置	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店もしくは本部、リスク管理統括部お客様相談担当(9時～17時、電話:042-972-8176)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、埼玉弁護士会(電話:048-710-5666)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお</p>

	<p>お客様は、当金庫営業日に上記リスク管理統括部お客様相談担当もしくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)または埼玉弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部お客様相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。) ・金利情勢の大幅な変化があった場合、本商品の取扱いを終了あるいは内容(適用利率等)を変更させていただく場合がございます。
13. 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本定期預金を作成できるのは、公的年金を受給指定している1店舗に限ります。 ・複数店舗で公的年金を受給指定している場合であっても、本定期預金を作成できるのは1店舗に限ります。複数店舗での作成が確認された場合は、解約手続きをご案内させていただく場合がございます。 ・預入金額の上限は、お一人さまあたり1,000万円以内です。上限を超えての作成が確認された場合は、上限を超えた定期預金について解約手続きをご案内させていただく場合がございます。 ・店頭での預入に限ります。ATM(現金自動預払機)およびIB(個人向けインターネットバンキング)での預入はできません。 ・他定期預金と併用して預入可能です。 ・新規作成の際は、公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金等)の継続的な受給を確認させていただきます。年金事務所等への手続き中であっても、当金庫での受給が確認できない場合には作成いただくことはできません。 ・満期日までの4ヶ月以内に公的年金の継続的な受給が確認できる場合には、手続き不要で本定期預金を継続し、店頭表示金利に年0.2%を上乗せいたします。受給が確認できない場合には、満期時にスーパー定期またはスーパー定期300に自動移行し、店頭表示金利を適用いたします。 ・新規時の預入方法は、証書式不可です。 ・元金継続の取扱いに限ります。

飯能信用金庫